

# 奨学生募集要項（2021年度）

No. 725

## C 直接応募

希望者は提出期限までに書類を財団に直接提出すること。

奨学団体名 (奨学金名称)	高砂市給付型奨学金		
2021 募集人数	—		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
財団締切時期	2021年9月30日（木）→2022年2月28日（月）		
給付	年額 30,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	無	出身地制限	無
その他応募条件	・支給は1回限り ・日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している者又は給付型奨学金の採用候補者決定通知の交付を受けた者で、申請時点において以下のいずれかに該当する者 1) 支給対象者が高砂市内に市民登録していること 2) 保護者が高砂市内に住民登録があること ・申請書類は高砂市HPからダウンロードすること		

## 高砂市給付型奨学金受給学生支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により、経済的に厳しい環境におかれた給付型奨学金を受給する学生を支援するために実施する高砂市給付型奨学金受給学生支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条に規定する学生を支援するために、高砂市によって支給される高砂市給付型奨学金受給学生支援給付金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学（短期大学、専門職大学及び専門職短期大学を含む。）、高等専門学校（4年次以上に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (3) 保護者等 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が、未成年者である場合にあってはその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年である場合にあっては父、母、兄若しくは姉又はこれらに代わる者をいう。
- (4) 給付型奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が支給する返済の必要がない給付型奨学金をいう。

### (支給対象者)

第3条 支給対象者は、給付型奨学金を受給している者又は給付型奨学金の採用候補者決定通知の交付を受けた者であって、申請時点において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 支給対象者が高砂市内に住民登録があり、かつ、大学等に在学している者
- (2) 保護者等が高砂市内に住民登録があり、かつ、支給対象者が大学等に在学している者

### (給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象者1人につき3万円とし、1回に限り支給するものとする。

### (申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、令和3年9月30日までに、給付型

奨学金受給学生支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 給付型奨学金を受給していることを証するもの
- (2) 学生証又は在学証明書の写し等の大学等に在学していることを確認できるもの
- (3) 申請者名義の預金通帳、キャッシュカード等金融機関口座が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第2号に掲げる書類のうち在学証明書は、令和3年4月1日以後に発行されたものに限るものとする。

（支給の決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給するものと決定したときは給付型奨学金受給学生支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請に係る支給対象者に通知して給付金を支給するものとし、支給しないものと決定したときは給付型奨学金受給学生支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請に係る支給対象者にその旨を通知するものとする。

（申請書不備の場合の取扱い）

第7条 市長が前条の規定による支給決定を行った後、給付型奨学金受給学生支援給付金支給申請書兼請求書の記載の不備による振込不能等があり、高砂市が確認等に努めたにもかかわらずその補正が行われない場合その他第5条第1項の規定による申請をした者の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該の申請は取り下げられたものとみなす。

（取消し及び返還）

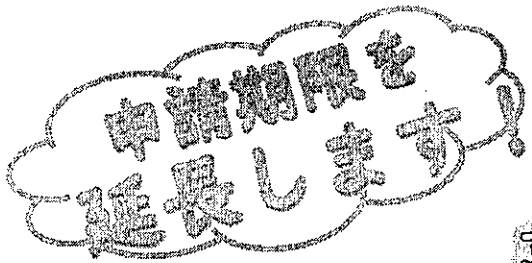
第8条 市長は、給付金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、給付金の支給の決定を取り消すとともに、給付型奨学金受給学生支援給付金支給決定取消及び返還通知書（様式第4号）によりその旨を通知し、期限を定めて給付金の返還を求めるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。



高砂市

# 給付型奨学金

## 受給学生支援給付金

若者の学びを  
応援します!

新型コロナウイルス感染症の拡大により、将来に不安が増す中、経済的に厳しい環境におかれた給付型奨学金を受給する学生に給付金を支給し、就学継続を援助します。

支給額

30,000円

申請期限

~~令和3年9月30日(木)~~

令和4年2月28日(月)まで

### 対象

以下のいずれかに該当し、給付型奨学金を受給している学生または給付型奨学金の採用候補者決定通知の交付を受けた方

- ①市内に住民登録があり、大学等(※1)に在学
- ②保護者等(※2)が市内に住民登録があり、大学に在学

※①大学(短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む)、高等専門学校(4年次以上に限る)、専修学校(専門課程に限る)

※②支給対象者が未成年の場合はその保護者、成年である場合は父母兄弟またはこれに代わる者

### 申請方法

申請書兼請求書に必要事項を記入の上、以下の書類を添えてシティプロモーション室まで郵送してください。申請書兼請求書等は市ホームページからもダウンロードできます。

- ◇日本学生支援機構の給付型奨学金を受給していることを証するもの
- ◇学生証又は在学証明書(令和3年4月1日以後に発行されたもの)の写し等の大学等に在学していることが確認できるもの
- ◇住所が確認できるもの
- ◇申請者名義の預金通帳、キャッシュカード等金融機関口座が確認できるもの

お問い合わせ・書類郵送先

高砂市役所 政策部シティプロモーション室(移住・定住担当)

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話079-441-9904

もっと詳しく

高砂市 給付型奨学金受給学生支援給付金

検索

